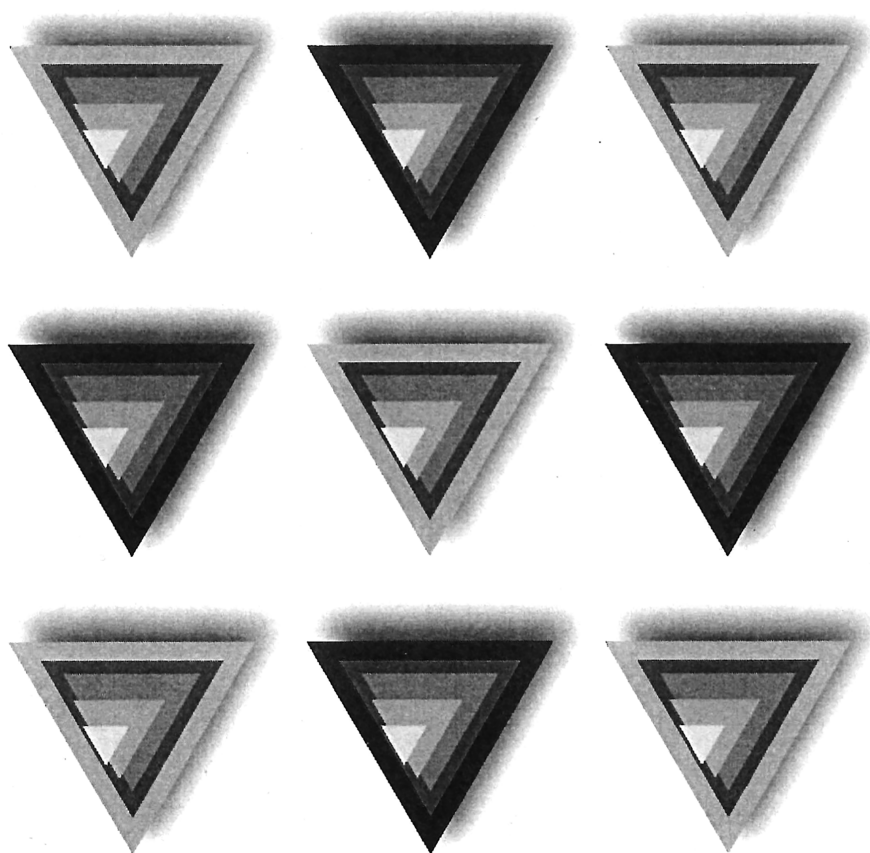


令和 元年度

養護老人ホーム実態調査報告書



静岡県老人福祉施設協議会
養護委員会

目次

初めに

1 市町の部の調査結果まとめ	2
2 施設の部の調査結果まとめ	3

集計結果

1 市町の部(養護老人ホーム入所待機者調査)	
①30年度入所判定会開催回数	4
②入所待機者数・新規入所者数	5
③被措置者数及び委託施設数	6
④入所理由・退所理由	7
⑤入所判定会メンバー・委員総数	8
⑥要介護度・手帳保持者等	9
⑦消費税対応・その他	10
2 施設の部(養護老人ホーム実態調査)	
①会員支部別経営形態	11
②創設年	11
③現建物経過年	11
④入所定員と現員数	12
⑤居室について	13
⑥個室化等	13
⑦職員配置	13
⑧要介護度	14
⑨認知症自立度	14
⑩手帳保持	14
⑪費用徴収	14
⑫経費率(経営状況)	15
○市町調査票	16
○会員施設調査票	18
○養護委員会会員施設位置図	23

初めに

この調査は、県下養護老人ホームの現状を把握するとともに、今後の参考にすることを目的に実施しました。また、措置権者である各市町と当措置事業の置かれている状況を共有し、期待されている社会のセイフティネットとしての役割を果たすための資料として、多少ともご活用いただければ幸いです。

調査に当たり、静岡県老人福祉施設協議会・養護委員会会員施設(24施設)全施設のご協力をいただき、また、県下各市町のご担当者様にもご多忙の折ご協力いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

1 市町の部の調査結果まとめ

今回の調査では、各市町の担当課にご協力いただき、入所判定会の開催状況や、入所待機者数・新規入所者数、被措置者数などの調査を実施することができました。主な結果については、以下のとおりです。

第一に、平成30年度の入所判定会開催回数は、回答して頂いた市町の平均では年2.57回の開催となっています。多い所では年8回開催されていますが、一度も開催されなかった市町もありました。

第二に、入所待機者数はほとんどの市町が0人で、わずかに沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、富士市、牧之原市、浜松市の7市に待機者がいるだけでした。

また新規入所者はほとんどの市町でありましたが、一人もいなかった市町もありました。

また、入所理由・退所理由については、市町に調査いたしましたが、家族関係の調整に次いで、精神科等の病院への長期入院者の退院後戻る家がない方、認知症を含む精神障害をお持ちの方、虐待を受けられている方等が続いていることが分かりました。

また、退所理由についても死亡により退所された方が多く、次いで長期の入院等による措置切れや特養や老健に移行された方が続いています。

入所については、各市町(措置権者)の権限であり、入所判定会で入所の要否判定がされますが、待機者も少ないことから開催回数もそれを反映して年数回となっていると思われます。また、新規入所者数も市町によりばらつきがありますが、市町の平均では約6人の入所と少ないことから、施設の部の調査結果にみられるように多くの施設で定員割れが生じています。

また、入所判定会について各措置権者が単独で開催する所と、合同開催の所がありますが、多くの市町が、保健所長、精神科医師、内科医師、養護老人ホーム施設長が委員に就任していることがわかりました。そして、その総数は4名から12名で組織されているようです。

要介護認定者の状況については、入所前か入所後かの認定は判明していませんが、508名の方が認定され、全体の41.2%に当たります。また、身体障害者手帳の保持者197名、精神保健福祉手帳134名、療育手帳保持者も50名が所持している状況です。その中で、認知症を含み精神科受診者が、246名と約2割を占めている状況となっています。可能な限り、障害高齢者も受入れに努めている会員施設ですが、処遇困難事例の報告も増えています。

このような状況の中で、各施設の経営状況に関連する措置費に消費税分が加味されていない状況が永く続いているのが現状で、8%になった時も措置費は変わらず、今回の10%になった時点で、2市のみが対応いただき、その他の市町も対応予定や検討いただいていると回答された市町がある一方で、対応予定なしの市町も10市町あります。

静岡県下35市町の養護老人ホームに対する措置事務の取り扱いには、大きな格差があることがわかります。県下の養護老人ホームの半分を占める施設は、公立施設でありつつも指定管理制度にて、管理を民間社会福祉法人に委託している現状にありますが、現状全市町が指定管理として継続を予定しているとの回答がありました。しかしながら、この市町のこの対応状況を見る限り、今後受託法人が継続を辞退する可能性があり得ることは、指摘しておくべきと思われます。

2 施設の部の調査結果まとめ

静岡県内の養護老人ホームの状況について調査した主な結果については、以下のとおりです。

(1)施設の概要について

第一に、経営形態は、公設公営が1施設(三島市)、公設民営(指定管理)が13施設、民設民営が12施設(うち10施設が会員施設)となっています。

第二に、創設年を見ると、生活保護法制度下に創設された施設が12施設、老人福祉法が制定されてからの施設が12施設となっています。それぞれの施設が長い歴史の中で独自色を出しながら、入所者の生活支援に努めていることが伺われます。

第三に、現建物経過年では、約半数が20年未満ですが、30年以上経過した建物も6件あります。

(2)入所者の状況等について

第一に、定員(1,518人)に対する入所者(1,333人)の比率をみると、平成24年は94%だったものが、平成29年には83%、30年には81%の状況にあり、現在も低下傾向にあります。

第二に、定員割れの理由としては、「市町からの依頼がない」「2人部屋のため性別により受入ができない」「精神障害・介護度が高く自立生活が困難」等の意見が聞かれました。

入所率の低下傾向は、市町からの入所措置がないのが大きな原因と考えられますが、措置控えと呼ばれる状況があるのではないかという意見も会員中にはありました。このような入所率の低下傾向を打開するためには、市町との連携はもとより、会員施設相互の一層の連携や情報交換等を進めていく必要があると考えます。

第三に、入所者の要介護度を見ると、入所者の37%が要支援から要介護5までの認定を受けており、介護保険制度の恩恵を受けているものの、支援員の介護の重要性が増していることが伺え、職員の増員や特定施設への転換等、会員施設の努力により、対応していることも伺えます。

(3)経営状況について

第一に、経費率ですが、公立の場合は人件費率が90%近いですが、指定管理及び民設民営の場合は53%から57%となっています。

第二に、資金収支差額を見ると、公設の場合は赤字補てんがなされていますが、指定管理や民設民営の場合は、繰越金や積立預金の取り崩しにより補てんしているところがあり、苦しい運営を反映しています。

第三に事務費助成制度ですが、定員割れが生じた場合の事務費の補てんが、実人員で行われる場合もあり、市町により助成方法に差があります。

以上により、各養護老人ホームは経営形態の違いがあり、定員割れの状況にも差はありますが、各施設とも入所率の減少により、措置制度の各種制約の中で経営環境は非常に重篤な施設が増えていると言えます。また赤字の場合は、前述のように各施設ともに繰越金の取り崩し、積立預金の取り崩しを実施して経営の安定を図っている状況です。また、繰越金・積立預金についても、限度があり限界に達する前の善後策策定に迫られています。

今後は、委託費(措置費)を厚労省の通知「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」に基づき算定している市町がほとんどですが、事務費については、実人員で算定するのではなく、定員数で算定していただきたいと考えています。

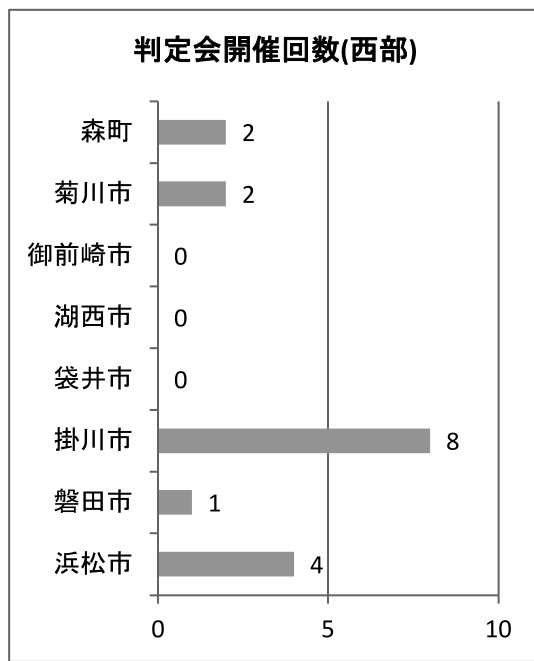
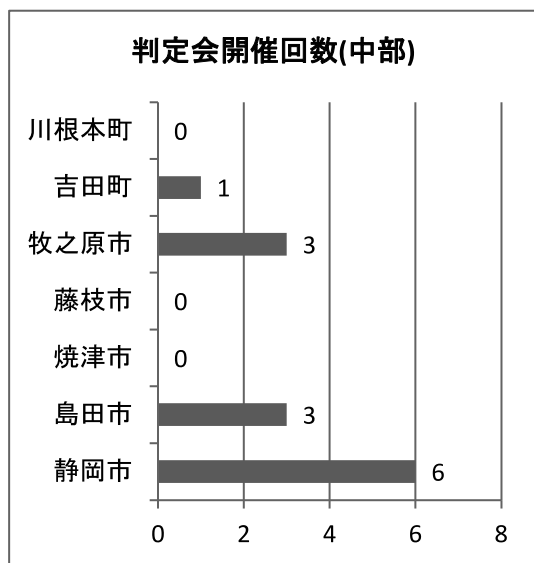
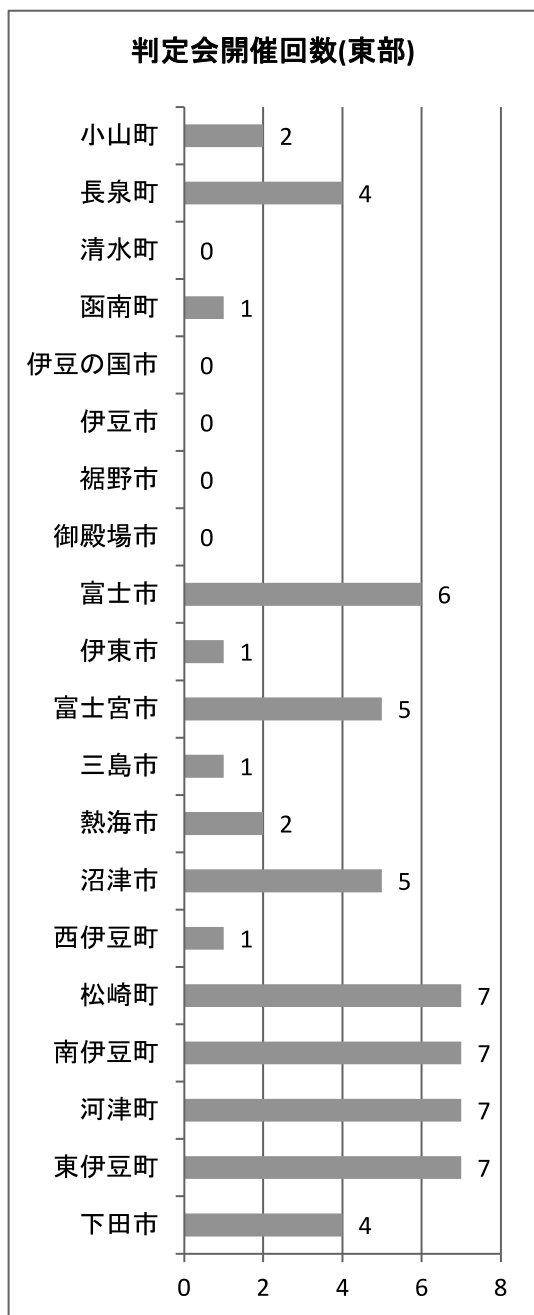
また、民設民営施設にはもう一つ、老朽化した施設の建替え問題があります。「建設後30年以上経過施設が6施設ある」という事態は、現実的なものと思われません。積立預金の減少もあり、建替えについても施設の老朽化が進む中、養護老人ホームの「セイフティーネット」としての立場・役割を措置権者に考慮していただけるよう、重ねて努力していく必要があると考えます。

1 市・町の部

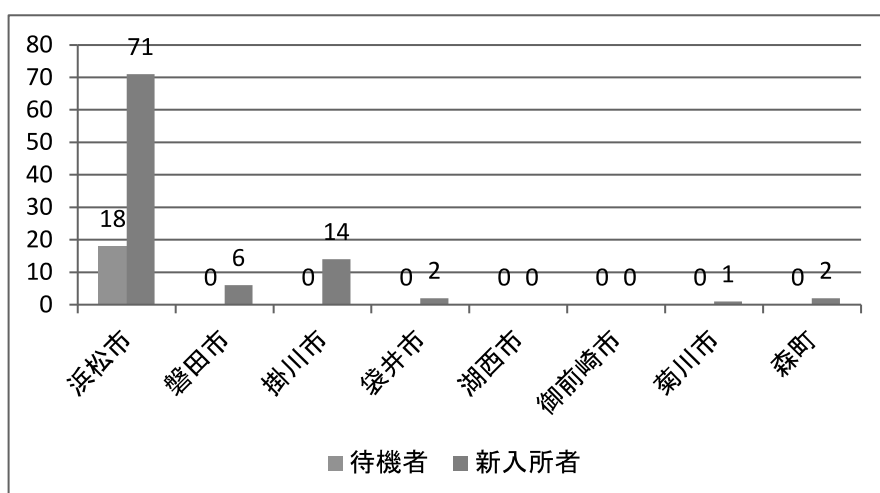
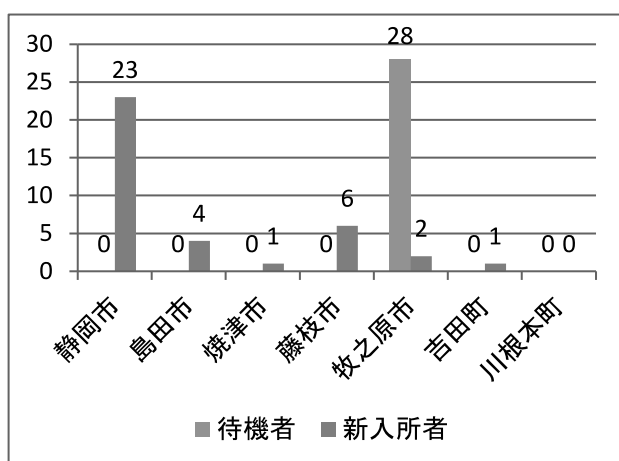
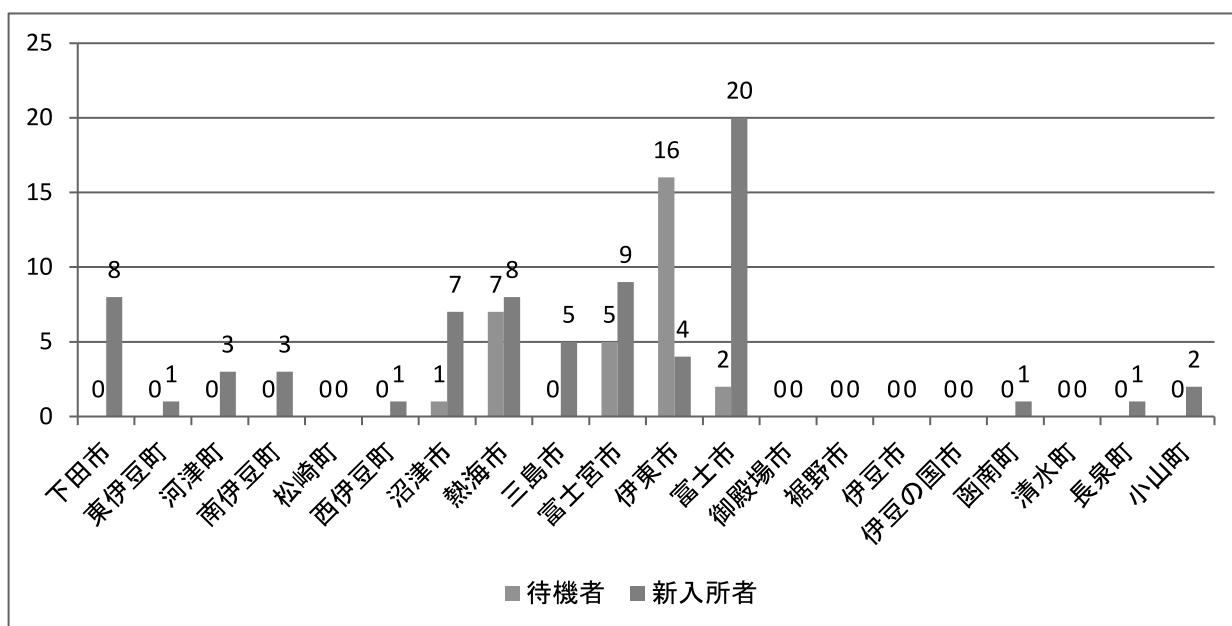
養護老人ホームは、措置施設として措置権者（市・町）からの措置により入所者の受け入れを行い入所者（利用者）の養護を実施してきました。したがって養護老人ホームは、各市・町（措置権者）からの措置委託に頼らざるを得ない福祉施設として現在に至っています。

養護老人ホーム入所措置については、介護保険制度の施行以降、措置制度を熟知している自治体職員が減り、支援を要する高齢者の発見、アセスメントといった調査機能が脆弱になっている自治体もあり、潜在的なニーズの掘り起こしが懸念されています。入所判定会の開催回数が予算の制約から制限されたり、緊急を要する高齢者の受け入れが困難な状況にあることが懸念されています。

① 30年度入所判定会開催回数



② 入所待機者数・新規入所者数

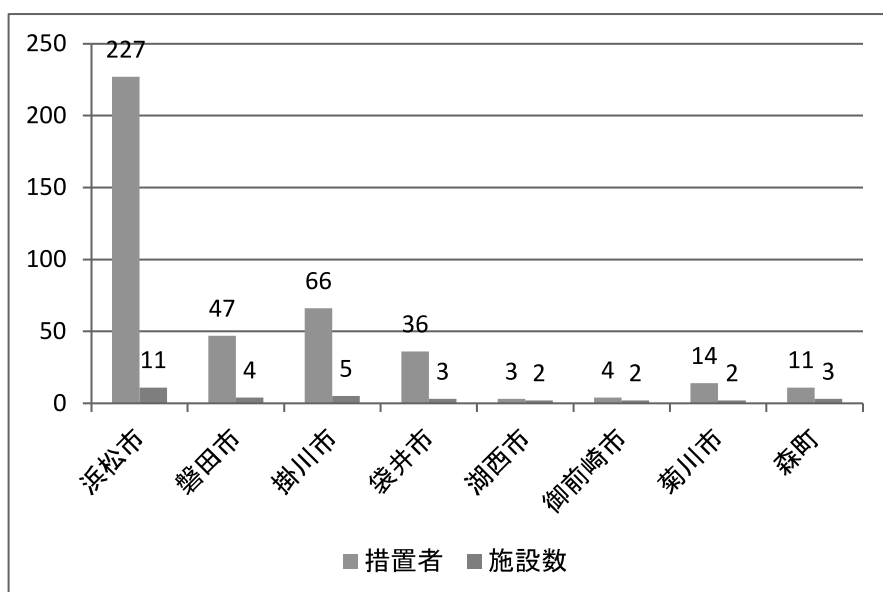
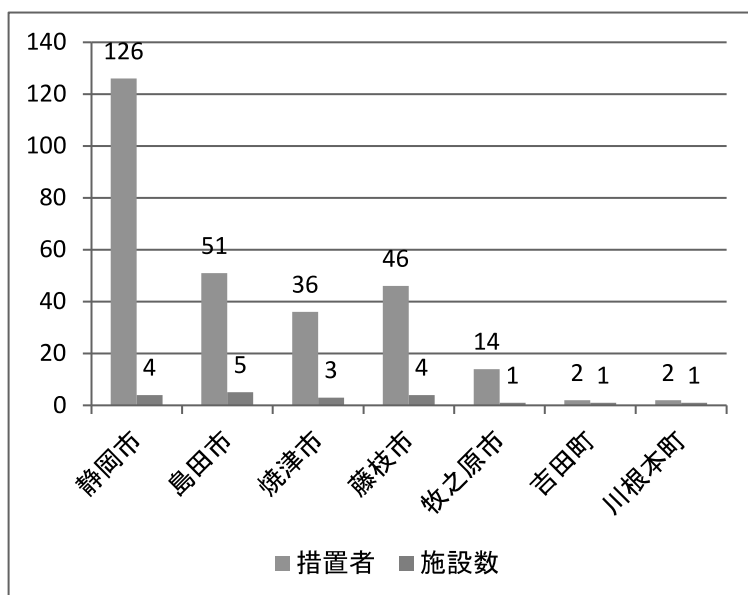
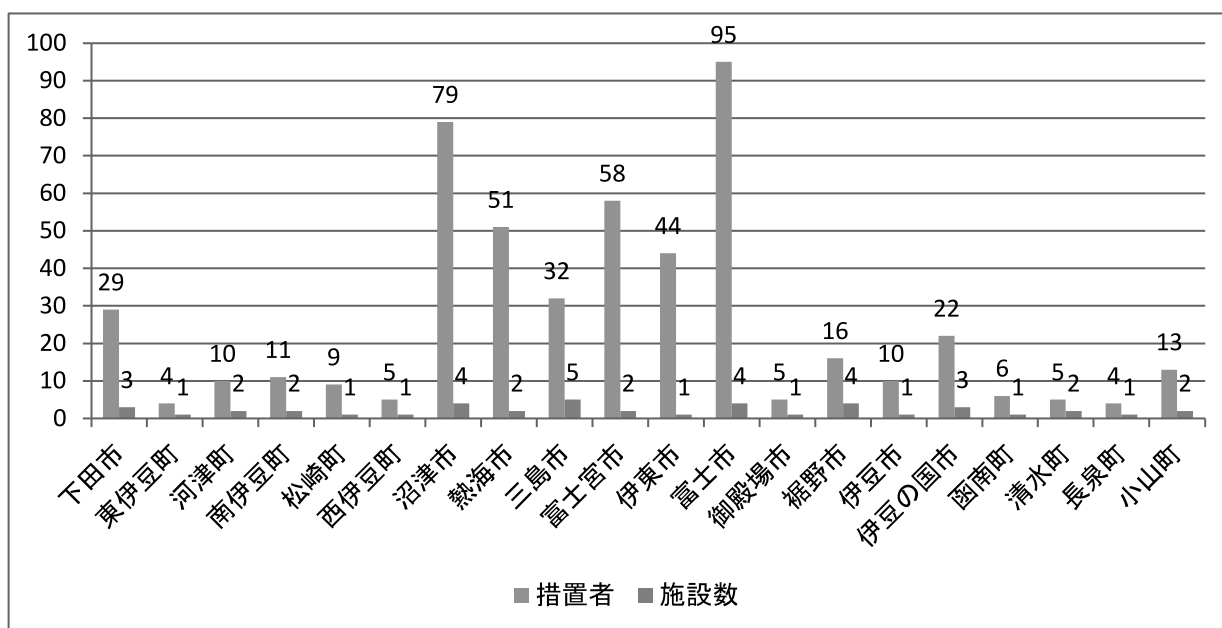


*新入所者数は、平成30年度

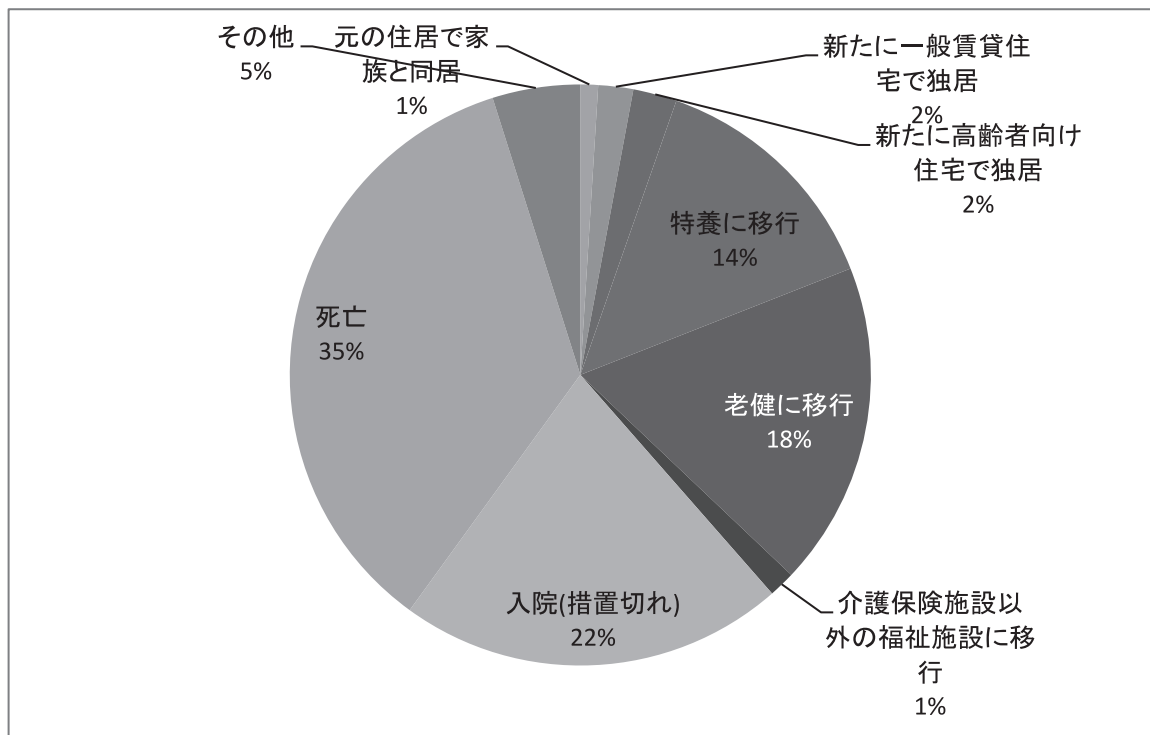
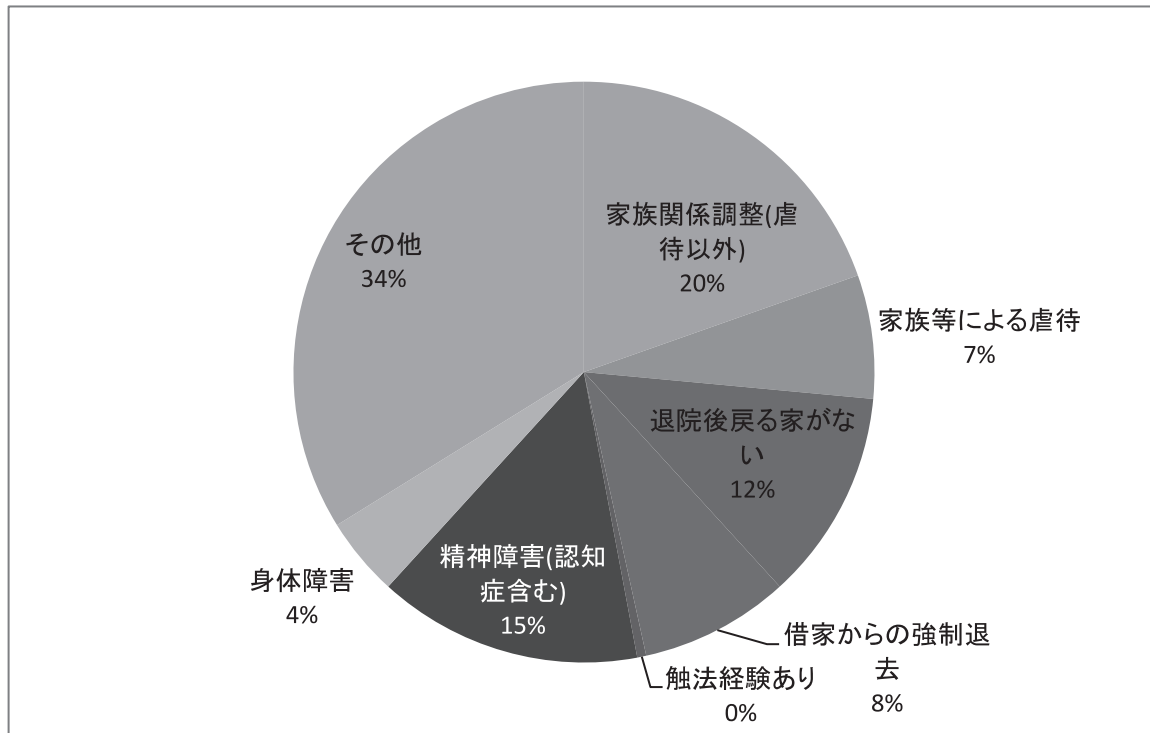
*待機者数は、平成31年4月1日現在

*上記により各市町による格差が鮮明となり、新規入所者数と待機者数の数値を見ると判定会の開催も緊急開催により対象者の措置を行っている事例もあると推測される。

③被措置者及び委託施設数(平成31年4月1日現在)



④ 入所理由・退所理由



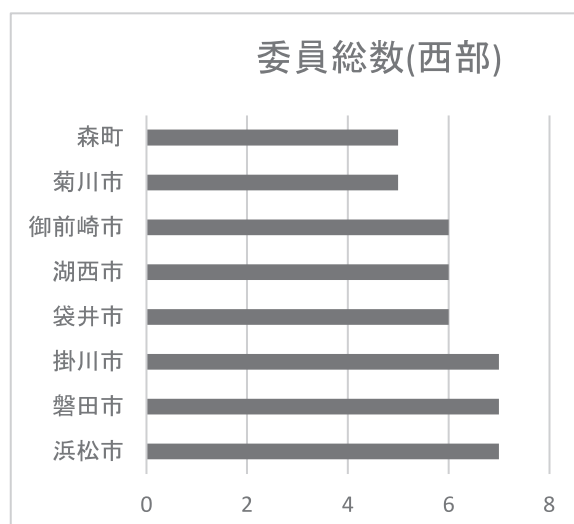
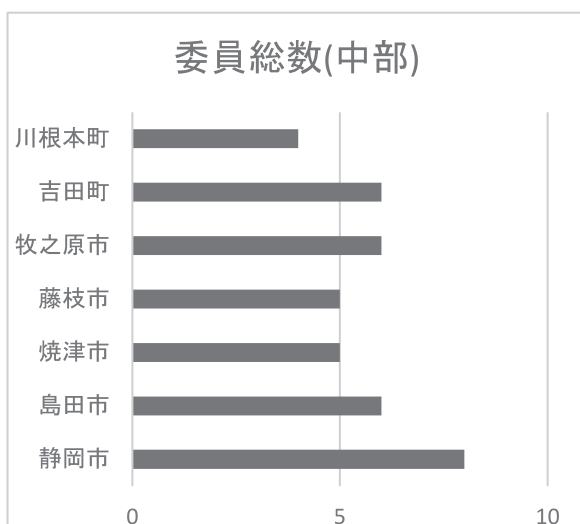
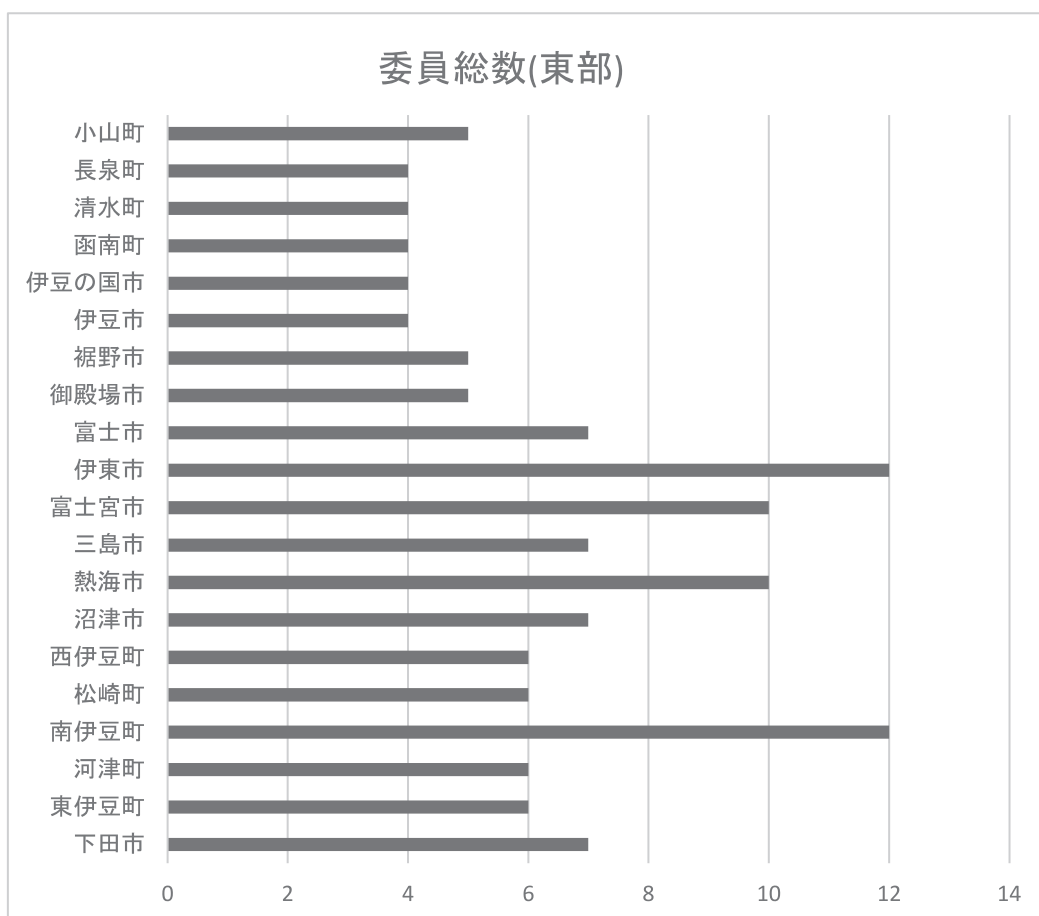
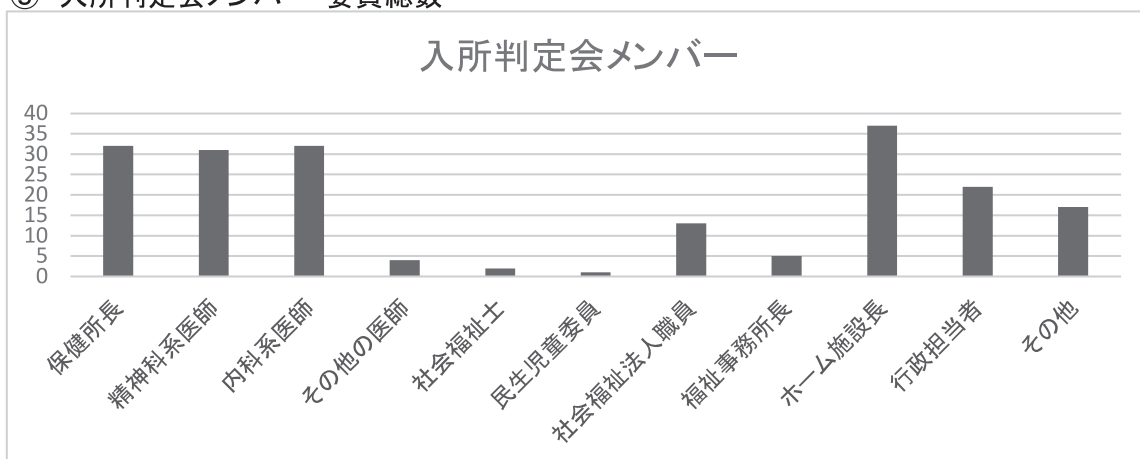
入所理由

理由	人数
家族関係調整(虐待以外)	40
家族等による虐待	14
退院後戻る家がない	24
借家からの強制退去	17
触法経験あり	1
精神障害(認知症含む)	30
身体障害	9
その他	69

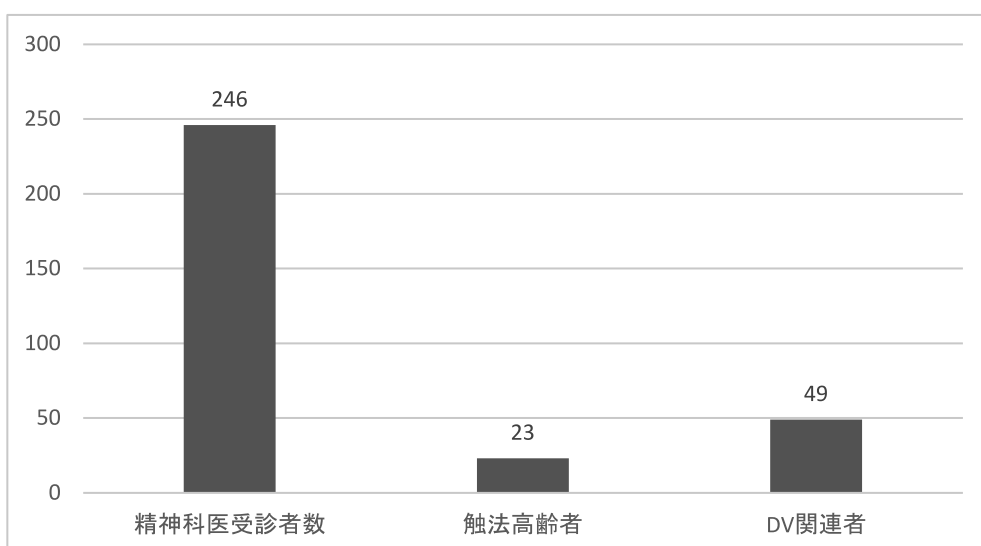
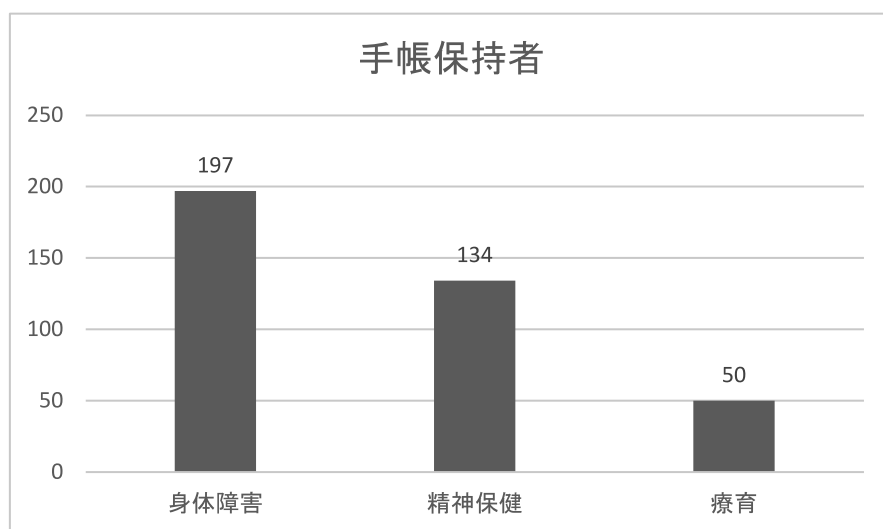
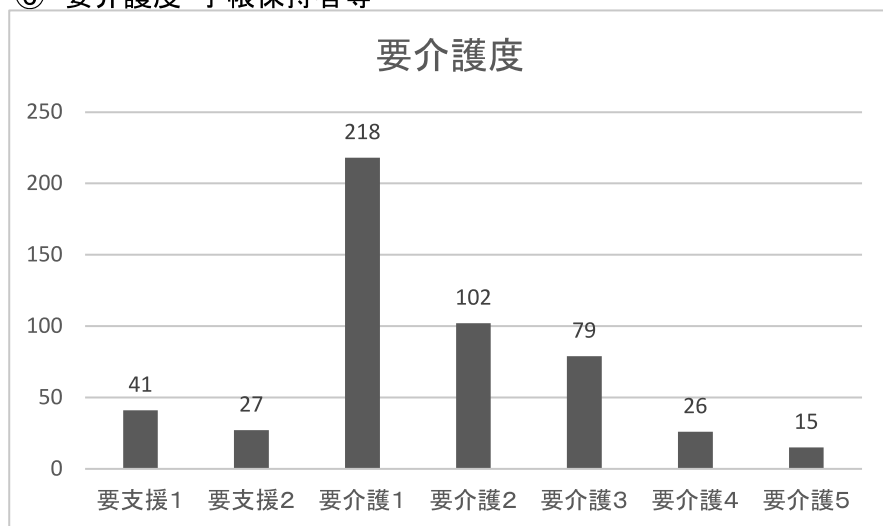
退所理由

理由	人数
元に住居で家族と同居	2
新たに一般賃貸住宅で独居	4
新たに高齢者向け住宅で独居	5
特養に移行	28
老健に移行	37
介護保険施設以外の福祉施設に移行	3
入院(措置切れ)	44
死亡	72
その他	10

⑤ 入所判定会メンバー・委員総数

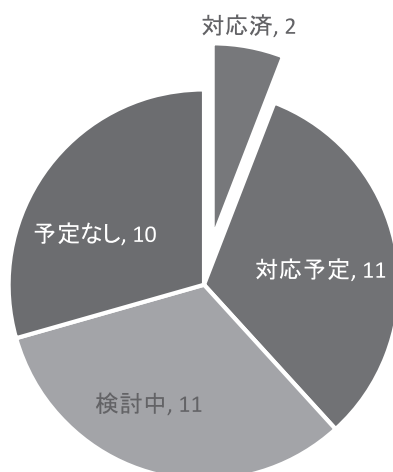


⑥ 要介護度・手帳保持者等



⑦ 消費税対応・その他

消費税対応



⑧その他

その他の状況調査の結果、職員配置について増員分に加算をしている市町が4市町あることが分かっています
また、公施設で指定管理契約施設のうち8市町が事務費に加配支給していることが分かりました。
市町調査の結果の中で、指定管理を今後も継続を予定している市町は、9市町が予定しているようです。

2 施設の部

① 会員支部別経営形態

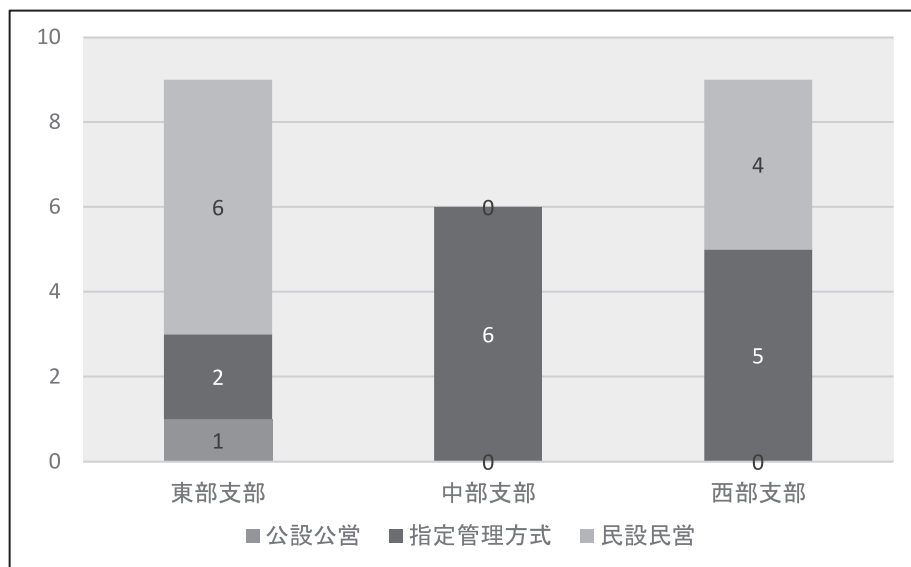
支部名	公設公営	指定管理方式	民設民営
東部支部	1	2	6
中部支部	0	6	0
西部支部	0	5	4

施設の概要1

支部別経営形態は、公設公営が東部1施設のみ、指定管理施設が2施設、残り6施設が民設民営。

中部支部には、指定管理が6施設のみ状況。

西部支部には、指定管理が6施設、民設民営が4施設と言う状況。

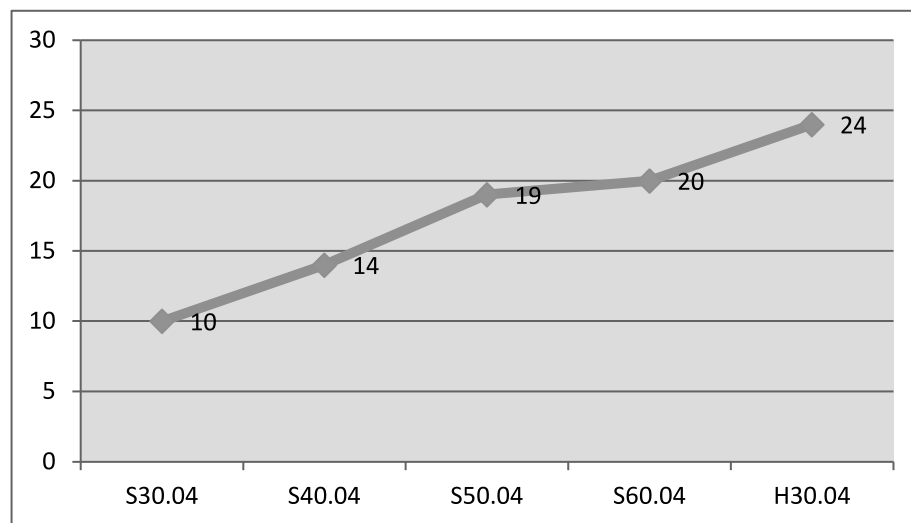


② 創設年

S30.04	10
S40.04	14
S50.04	19
S60.04	20
H30.04	24

施設の概要2

県内の養護老人ホームは、生活保護法制度下に創設された施設が、12施設、老人福祉法が制定されてからの施設が12施設となっています。

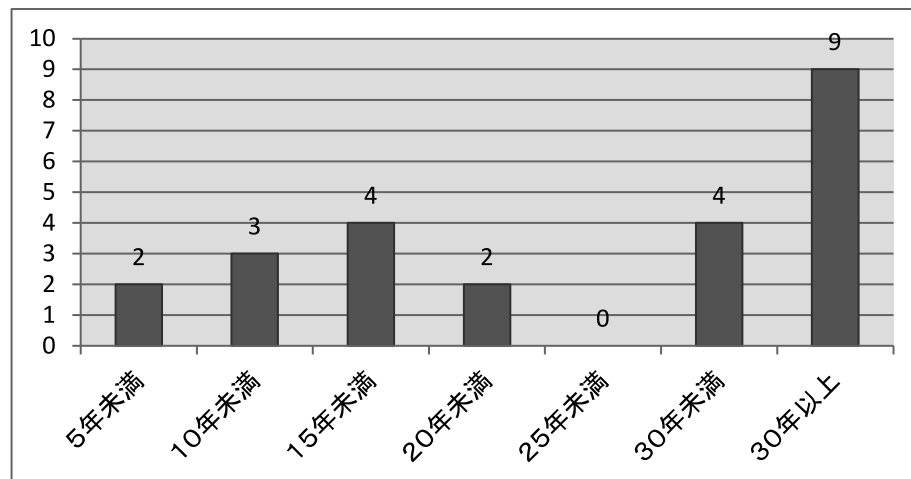


③ 現建物経過年

5年未満	2
10年未満	3
15年未満	4
20年未満	2
25年未満	0
30年未満	4
30年以上	9

施設の概要3

現建物経過年では、20年未満の施設が11施設、それ以上の施設が13施設となり、施設の老朽化も進んでいることがわかります。

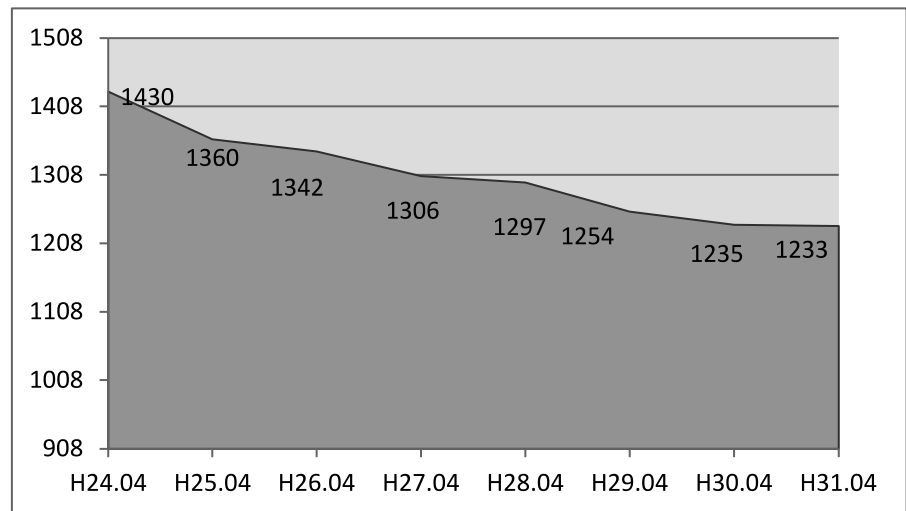


④ 入所定員と現員数

総定員数	1,508	100%
H24.04	1,430	94.8%
H25.04	1,360	90.2%
H26.04	1,342	89.0%
H27.04	1,306	86.6%
H28.04	1,297	86.0%
H29.04	1,254	83.2%
H30.04	1,235	81.9%
H31.04	1,233	81.8%

入所者の状況 1

会員施設全体の定員は1518名ですが、実人員の比率は、平成24年には、94%だったものが、年々比率が低下し、本年4月には81%台まで低下し、今後も低下傾向に歯止めがかからない状況が予想されています。

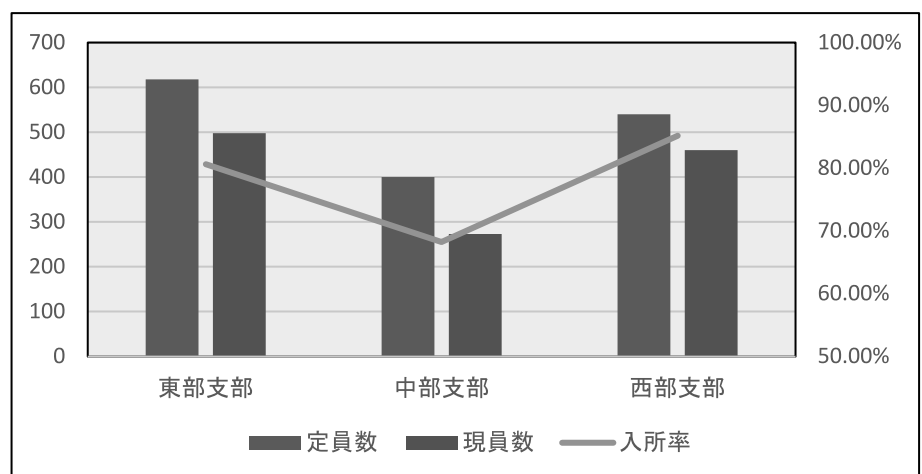


④-1 支部別入所定員と現員数

支部名	定員数	現員数	入所率
東部支部	618	498	80.58%
中部支部	400	273	68.25%
西部支部	540	460	85.18%

入所者の状況 2

入所者の支部別状況を見ると、中部支部が68%と低く、指定管理施設の経営に影響は大きく響いている状況です。措置権者である各市町の支援が期待されるところです。

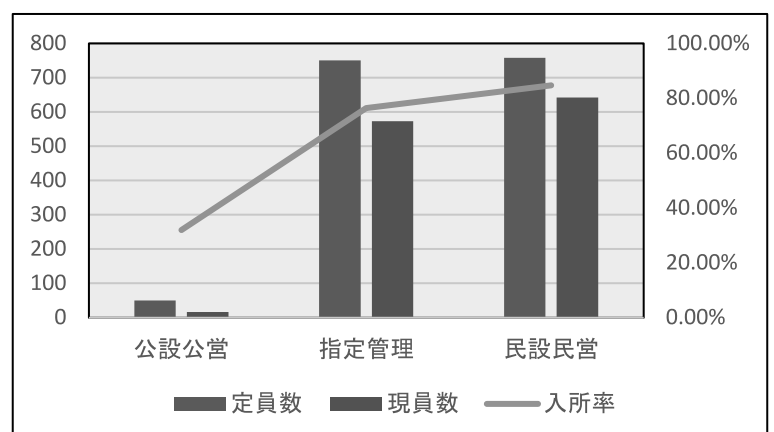


④-2 経営形態別入所定員と現員数

経営形態	定員数	現員数	入所率
公設公営	50	16	32.00%
指定管理	750	573	76.40%
民設民営	758	642	84.70%

入所者の状況 3

経営形態で見ると、公設公営は自治体の判断によるところが大きい状況ですが、指定管理が76%民設民営は84%となっており、入所率が、直に経営に響いてくる現在の状況に、各施設は益々危機感を募らせている状況です。

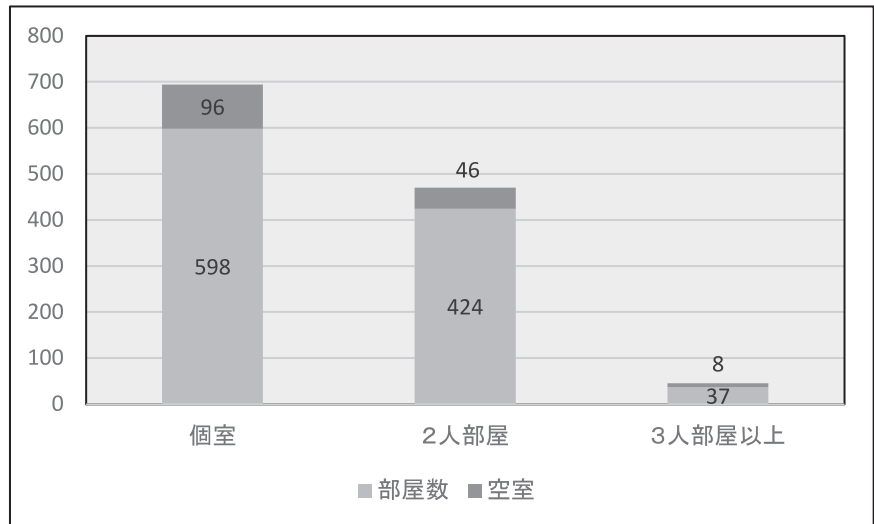


⑤ 居室について

	部屋数	空室
個室	598	96
2人部屋	424	46
3人部屋以上	37	8

入所者の状況 4

居室の状況は、建物経過年数からも分かるように、20年未満の施設には個室が整備されている施設が多いが、それ以上の施設は、2人部屋が多く、現在の入所者の多様化・重度化には対応が困難になってきている。

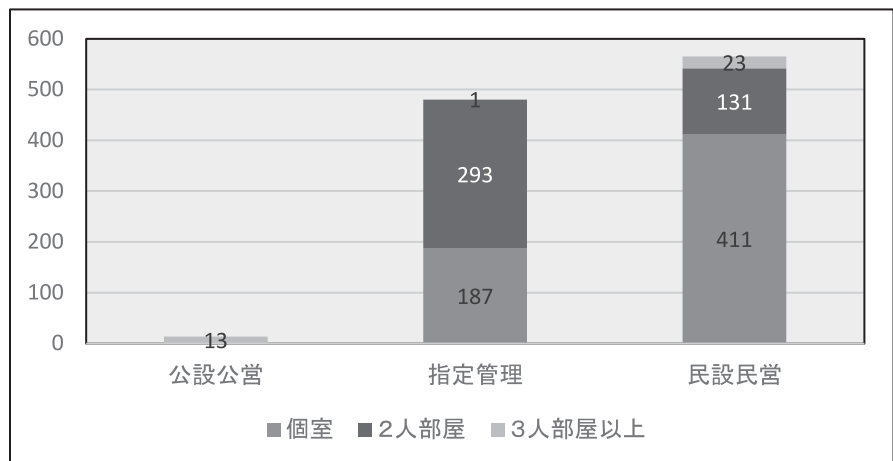


⑤ - 1 経営形態別居室

経営形態	個室	2人部屋	3人部屋以上
公設公営			13
指定管理	187	293	1
民設民営	411	131	23

入所者の状況 5

居室を経営形態別に見ると、民設民営の個室化が進んでいるように見えるが、施設の老朽化とともに、建替えは難しく、また、指定管理施設に至っても多くの自治体は、建て替えに消極的な自治体が多いとの報告があります。



⑥ 個室化等

なし あり

個室化予定	16	3	個室化済 5
個浴の設置	15	8	隣接利用 1
機械浴の設置	20	3	隣接利用 1

⑦ 職員配置

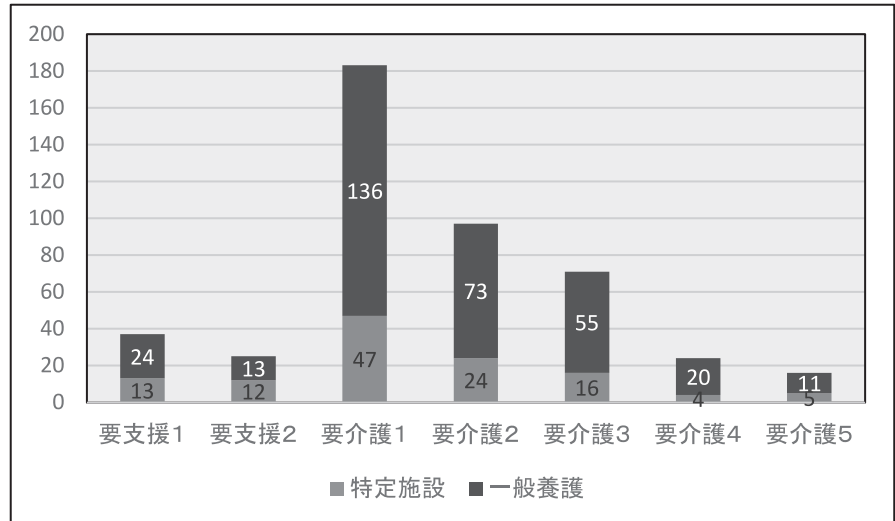
施設長	24	1
生活相談員	57	2.37
看護職員	35.7	1.48
支援員	235	9.79
栄養士・調理	68.9	2.87
事務職員等	36	1.5
その他職員	33	1.37
合計	489	20.37

⑧ 要介護度

	特定施設	一般養護
要支援 1	13	24
要支援 2	12	13
要介護 1	47	136
要介護 2	24	73
要介護 3	16	55
要介護 4	4	20
要介護 5	5	11

入所者の状況 6

入所者の要介護度を見ると、入所者の約 37% が認定を受け、なおかつサービスを利用している。

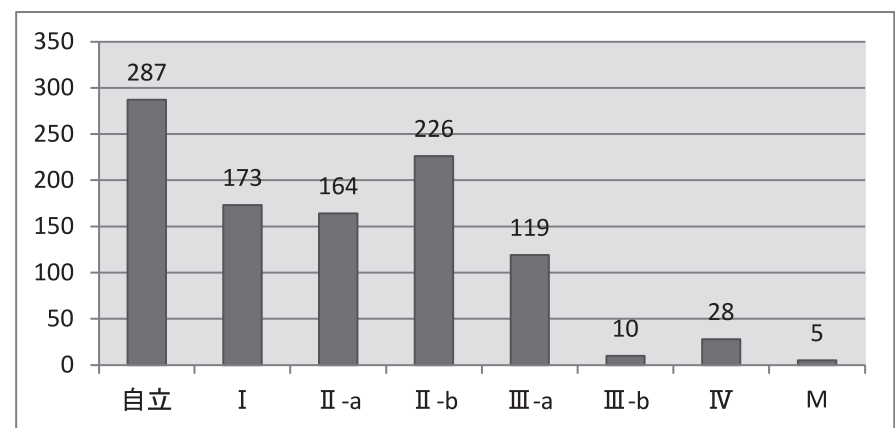


⑨ 認知症自立度

自立	287
I	173
Ⅱ-a	164
Ⅱ-b	226
Ⅲ-a	119
Ⅲ-b	10
Ⅳ	28
M	5

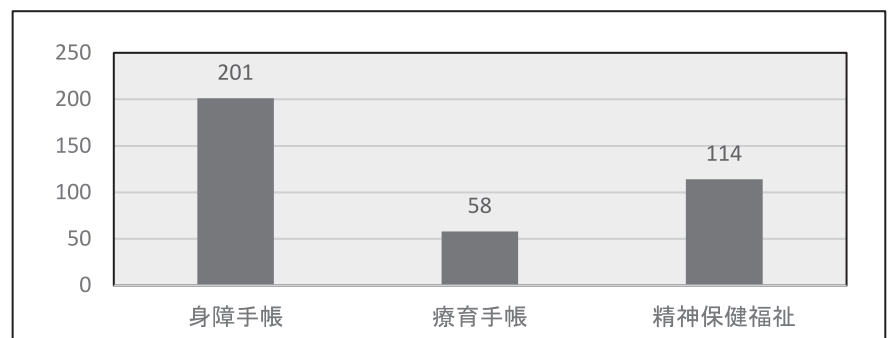
入所者の状況 7

認知症自立度を見ると年々認知症の入所者は増加し、重度化が進んでいる。



⑩ 手帳保持

身障手帳	201
療育手帳	58
精神保健福祉	114

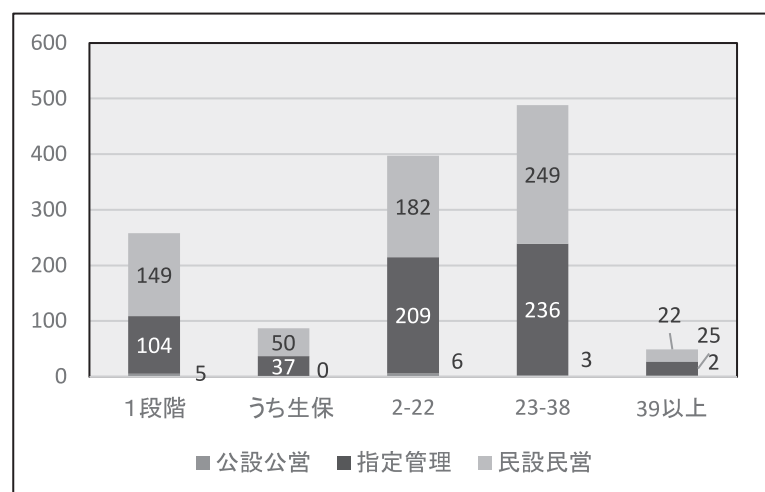


⑪ 費用徴収

基準	公設公営	指定管理	民設民営
1 段階	5	104	149
うち生保	0	37	50
2-22	6	209	182
23-38	3	236	249
39以上	2	25	22

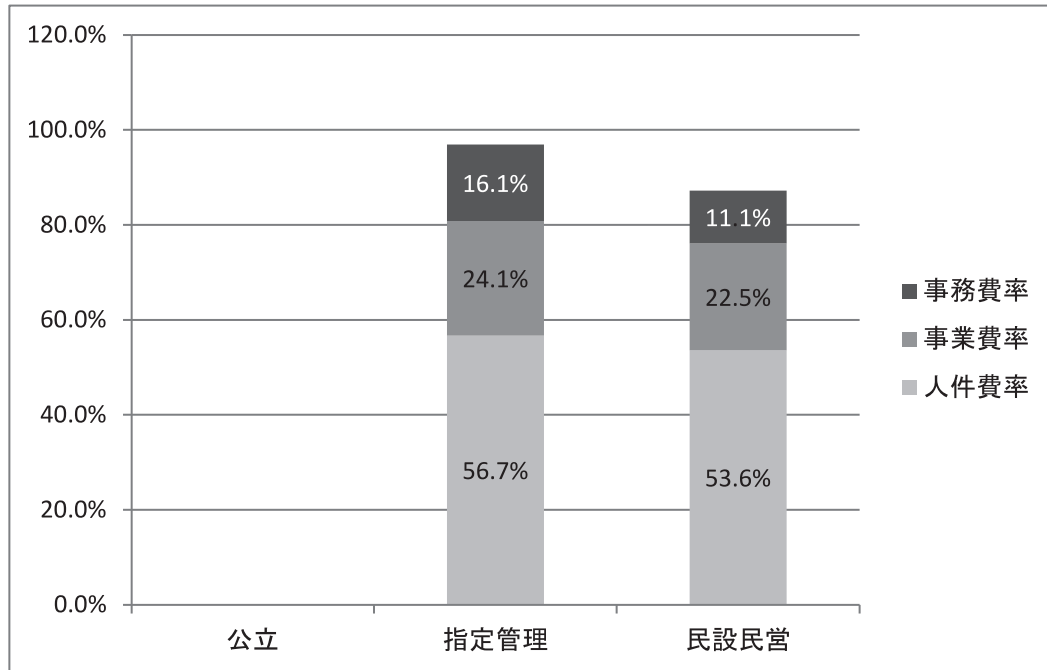
入所者の状況 8

近年、入所者の収入は、無年金者や低所得者の人数を、ある程度の所得を有する人数が上回る傾向がある。



⑫ 経費率

経営形態	人件費率	事業費率	事務費率
公立			
指定管理	56.7%	24.1%	16.1%
民設民営	53.6%	22.5%	11.1%



経営状況

経営状況の中で、経費率を見ると、公設公営については、赤字補填もされる中、指定管理施設、民設民営施設ともに、繰越金や積立預金の取り崩しにより、補填している施設が大半であり、苦しい運営をしている。

また、定員割れの施設がほとんどの中、指定管理の施設は、契約時に人件費（事務費）の補填がされている契約がある一方、民設民営施設同様、実人員分の事務費のみの契約もあり、今後指定管理に名乗り出る法人がなくなる危惧も発生する可能性がある。

- ＊ 措置費のうち事務費は、毎月1日付入所者人員に対して支給されるもので、2日以降の入所者には、その月は支給されない。月途中で退所者が出た場合翌月1日に後任の入所者が入所しない限り事務費の支給がされない。
また、事業費（生活費）は物価指数の変動や消費税のアップ等の変動に関係なく、入所者の重度化や個別処遇においても事業費の引き上げが必要な状況にあると思われます。

令和元（2019）年度 養護老人ホームに対する実態調査票

市(区)町名

*以下の設問に、指定がなければ平成31年4月1日現在としてお答えください。

平成31年4月1日現在の待機者数

 名

貴市又は貴町は養護老人ホームの入所判定会を単
独開催又は複数市町で合同開催をしていますか。

※合同の場合の市町名をお答え下さい。

貴市又は貴町の平成30年度(4月1日～翌3月31日)の判定会開催回数をお答え下さい。

 回

貴市又は貴町の平成30年度(4月1日～翌3月31日)の判定会(書面審査・持回り審査)は？

 回

貴市又は貴町の平成30年度(4月1日～翌3月31日)の新規入所者は何名ですか。

 名

上記の新規入所者は何か所の施設に入所されましたか？

 か所

貴市又は貴町の本年4月1日付け被措置者は何名ですか？

 名

貴市又は貴町の本年4月1日現在措置をしている養護老人ホーム数は？

 か所

貴市（町）の入所判定会の構成メンバーについて伺います。

- 1 保健所長
- 2 精神科系医師
- 3 内科系医師
- 4 その他医師
- 5 社会福祉士
- 6 学識経験者
- 7 民生児童委員
- 8 社会福祉法人職員
- 9 福祉事務所長
- 10 養護老人ホーム施設長
- 11 行政担当者(事務局除く)
- 12 その他()

*12の場合()もお答えください。

委員総数 名

今年10月からの消費税率改定に措置費の改定等の対応を行いましたか？

*今年9月現在としてお答えください。

対応した	
対応予定	
検討中	
対応予定なし	

貴市又は貴町の措置者の状況について伺います。

要支援1		名
要支援2		名
要介護1		名
要介護2		名
要介護3		名
要介護4		名
要介護5		名

身体障害者手帳保持者		名
精神保健福祉手帳保持者		名
療育手帳保持者		名
精神科医通院者		名

*今年4月1か月の通院実人数
本人不同行で薬のみ処方含む

触法高齢者		名
D V 関連者		名

措置費に加配職員分の加算等を実施していますか？

*事務費の定員分支給など実人数超支給を除く。

貴市又は貴町の過去1年間の判定会での入所理由についてお答え下さい

家族関係調整(虐待以外)	
家族等による虐待	
退院後戻る家が無い	
借家からの強制退去	
触法経験あり(刑事罰等)	
精神障害(認知症含む)	
知的障害	
身体障害	
その他	

(人数でお答え下さい)

貴市又は貴町の被措置者の内、過去1年間の退所理由についてお答え下さい

元の住居で独居	
元の住居で家族同居	
新たに一般賃貸住宅に独居	
新たに高齢者向け住宅に独居	
特養に移行	
老健に移行	
介護保険施設以外の福祉施設に移行	
入院(措置切れ)	
死亡	
その他	

(人数でお答え下さい)

貴市又は貴町が指定管理契約をしている施設がある場合ご回答下さい。

特定施設としての指定を受けていますか？

「短期入所管理指導等」以外のサービスを認めていますか？
(契約入所事業を想定)

緊急一時入所を指定管理施設に依頼をしていますか？
(通常の短期入所手続を経ずに緊急依頼「D V ・警察等による緊急保護等」を想定)

事務費には、実人員分ではなく、定員分支給等何らかの加配支給をしていますか？

現在の契約期間満了後も、指定管理契約を継続予定ですか？
(指定管理募集事務後の結果次第の場合「はい」としてお答え下さい)

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

静岡県老人福祉施設協議会 養護委員会
養護老人ホーム実態調査へのご協力のお願い

静岡県老人福祉施設協議会養護委員会では、本年度第1回委員会に向けて、これまで同様、会員施設の実態調査を実施することとなりました。
この調査は、各施設における今後の対応の参考とするとともに、当会として市町への要望等を踏まえ静岡県への提供資料として活用してまいります。

つきましては皆様のご協力をお願いいたします。なお、調査結果については、4日開催の第1回委員会に資料として、集計の上配布いたします。

6月24日までにメールでのご回答をお願いします。

・ の欄へご回答下さい。

施設名		
設置主体		
運営主体		
施設開設年		年
受託・指定管理年		年
特定施設指定の有無		

現在の入所状況についてお答え下さい

入所定員

	名
--	---

本年度の入所者の推移についてお答え下さい。

平成31年4月1日	令和1年5月1日	令和1年6月1日
名	名	名

入所待機者（入所依頼書受領済みの待機者）はいますか？

☐ いる

	名
--	---

☐ いない

貴施設の居室の室数をご記入下さい

	室数	うち空室数
個室	室	室
2人部屋	室	室
3人以上部屋	室	室
合計	0 室	0 室

今後個室化する予定はありますか？

☐ 具体的な計画がある

☐ 検討している

☐ 予定はない

個浴の設置について

☐ 設置してある

☐ 併設・隣接施設などの設備が常時使用できる

☐ 設置していない

静岡県老人福祉施設協議会 養護委員会

機械浴の設置について

- ☐ 設置してある
- ☐ 併設・隣接施設などの設備が常時使用できる
- ☐ 設置していない

現在の建物について

構造		
階層		階

建替え計画について

- ☐ 建替え計画がある
- ☐ 検討中
- ☐ 当分の間はない
- ☐ その他 (建替えができない問題点等)

--

貴施設の職員数（非常勤を含む） 平成31年 4月 1日現在

職種	施設長	生活相談員	看護職員	介護職員 支援員	栄養士 調理員等	事務職員等	その他職員	合計
人数								0

入所者の状況について

要介護度

自立	
要支援 1	
要支援 2	
要介護 1	
要介護 2	
要介護 3	
要介護 4	
要介護 5	

認知症高齢者の日常生活自立度別人員

自立	
I	
II-a	
II-b	
III-a	
III-b	
IV	
M	

身体障害者手帳保持者	
療育手帳保持者	
精神保健福祉手帳保持者	

静岡県老人福祉施設協議会 養護委員会

所得状況

費用徴収基準 1 段階	
うち生活保護受給者	
費用徴収基準 2 段階～ 2 2 段階	
費用徴収基準 2 3 段階～ 3 8 段階	
費用徴収基準 3 9 段階以上	

*費用徴収基準月額

1 段階	0円
2 段階	1,000円
2 3 段階	39,800円
3 8 段階	81,100円

引き続き

財務状況調査にもご記入をお願いします

記入の色の部分に
左記の色の部分に
記入下さい

1 30年度事業収支状況について

(単位：円)

		勘定科目	決算額
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	
		老人福祉事業収入	
		その他の事業収入	
		経常経費寄附金収入	
		受取利息配当金収入	
		その他の収入	
		事業活動収入計(1)	0
	支出	人件費支出	
		事業費支出	
		事務費支出	
		支払利息支出	
		事業活動支出計(2)	0
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0
施設整備等による収支	収入	施設整備等寄附金収入	
		設備資金借入金収入	
		施設整備等収入計(4)	0
	支出	固定資産取得支出	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	
		その他の施設整備等による支出	
		施設整備等支出計(5)	0
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	
		その他活動収入計(7)	0
	支出	積立資産支出	
		その他の活動支出計(8)	0
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0
予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			0

2 事務費（人件費等）補助金について

事務費（人件費等）について各市町より補助金の有無についてご回答下さい

有 ☐
無 ☐

有とお答えの施設にお伺いします。

定員数

最低保障人員(指定管理該当施設)

補助金名目

30年度受入金額

	人
	人
	円

記入の
左記の
下の色
の部分
にご

1 30年度事業活動計算書について (単位：円)

	勘定科目		決算額
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	
		老人福祉事業収益	
		その他の事業収益	
		経常経費寄附金収益	
		サービス活動収益計(1)	0
	費用	人件費	
		事業費	
		事務費	
		減価償却費	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	
		サービス活動費用計(2)	0
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		0	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	
		その他サービス活動外収益	
		サービス活動外収益計(4)	0
	費用	支払利息	
		その他のサービス活動外費用	
		サービス活動外費用計(5)	0
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		0	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		0	
特別増減の部	収益	施設整備等寄附金収益	
		その他の特別収益	
		特別収益(8)	0
	費用	固定資産売却損	
		その他の特別損失	
		特別費用計(9)	0
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		0
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		0	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		0
	基本金取崩額(14)		
	その他の積立金取崩額(15)		
	その他の積立金積立額(16)		
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		0

調査協力ありがとうございました

静岡県老人福祉施設協議会 養護委員会会員施設位置図

